特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、地方税及び保険料の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年6月19日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき賦課された個人住民税,固定資産税・都市計画税,軽自動車税及び国民健康保険税,介護保険法に基づき賦課された介護保険料並びに高齢者の医療の確保に関する法律に基づき賦課された後期高齢者医療保険料について,収納状況を管理し,納期限までに納付がない場合は督促状を発送する。また,滞納者に対しては,納税催告を実施し,滞納処分等の措置を行う。 地方税法,介護保険法,高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い,特定個人情報ファイルを次の事務に利用す
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル	
	Bファイル、宛名情報ファイル
4人が1月年以ンプイブレ、/市が1月年	x ファイル・90-台 1月 和x ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第24,44,85,100,127項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条、第68条
4. 情報提供ネットワーク	プシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関におけ	· ·る担当部署 ····································
①部署	総務部税務課. 福祉部保険課
②所属長の役職名	総務部税務課長, 福祉部保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイル	ルの取扱いに関する問合せ
連絡先	茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711 •東海村総務部税務課(個人住民税, 固定資産税·都市計画税, 軽自動車税) •東海村福祉部保険課(国民健康保険税, 後期高齢者医療保険料, 介護保険料)
9. 規則第9条第2項の	適用 []適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			1万人以上10万人。	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和]7年1月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書]	20 番よ頂只部に	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価美 載されている。	他依俟に がいては、それぞ	化里从垻日計1	画者又は主項日計画者において、リスク対束の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシン	ステムを通じた	と入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを	・通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業				[O]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠							

9. 監査								
実施の有	無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[]外部	監査	
10. 従業	者に対する教育・	啓発						
従業者に	対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行・ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も	優先度が高いと考	きえられる	る対策		[]全	項目評価又は重点項	目評価を実施	する
最も優先る対策	度が高いと考えられ	<選択形 1) 2) 3); 4); 5); 6); 7); 8);	目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスク 事なに使い で使用るリン でもれるよる でもなった。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	への対策 要のない情報 用されるリス リリスクへの対策 スクへの対策 通じて目的が	最との紐付けが行われる クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークジ トの入手が行われるリス な提供が行われるリスク・	ンステムを通じた提供 .クへの対策]
当該対策	は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	3	
判	断の根拠	るようア 限の所	クセス制限を行ってお	り, かつ, 3当者研修	定期的にアク	ができる端末, 職員, 参! 7セスログの確認を行って ま時のログアウト徹底や	ている。また、アク	ウセス権

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	①部署	総務部税務課,福祉部介護福祉課,福祉部保 健年金課	祉保険課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	課長 丸山 由美子 福祉部保健年金課長	総務部税務課長 大内 克彦, 福祉部介護福祉課長 丸山 由美子, 福祉部福祉保険課長	事後	
平成28年4月1日	1	茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成29年4月1日	1. 対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日		総務部税務課,福祉部介護福祉課,福祉部福祉保険課	部住民課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	総務部税務課長 大内 克彦,福祉部介護福 祉課長 丸山 由美子,福祉部福祉保険課長	企画総務部税務課長,福祉部高齢福祉課長, 福祉部住民課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	連絡先	茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	エーキハ値判断項目	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	11 きい値判断項目	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	〒 きい値判断項目	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	11 考し値判断項目	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	11 考し値判断項目	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	T思速性報	企画総務部税務課,福祉部高齢福祉課,福祉 部住民課	総務部税務課, 福祉部保険課	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	企画総務部税務課長,福祉部高齢福祉課長,	総務部税務課長,福祉部保険課長	事後	
令和5年2月6日	I 関連部署	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日		茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項, 別表第一項番16, 59, 68, 平成26年内閣府·総務省令第5号 第16条, 第46条, 第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第24,44,85,100,127項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条、第68条	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	事後	新様式対応
令和7年6月19日	表紙 公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日	事前	基幹業務システムの統一・標 準化に向けた再実施
令和7年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	